

公益財団法人川崎市市民自治財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(平成24年4月1日)

(規則第1号)

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人川崎市市民自治財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定めるものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会・評議員会出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員の月額報酬」のとおりと

する。

- 2 この法人の非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の日額報酬」のとおりとする。
- 3 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3「評議員の日額報酬」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員報酬は、毎月21日に支給する。ただし、当該日が金融機関の休業日である場合を除くものとする。非常勤役員及び評議員の報酬の支給は理事会、評議員会等出席の当日に支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当及び旅費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて通勤手当又は旅費を支給する。また、出張による職務の遂行に伴い発生する交通費は旅費として支給する。

(費用)

第8条 この法人は、非常勤役員及び評議員がその職務の遂行に伴い発生する交通機関の運賃相当の費用を支払うものとし、その額は別表4のとおりとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規則を認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、同条第2項の定めにより公表するものとする。

(新たに役員に就任したときの報酬)

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から第4条の規定による報酬を日割計算により支給する。

(辞任又は解任時の報酬)

第11条 常勤の役員が辞任し又は死亡した時は、その当該日までの報酬を日割計算により支給するものとする。

(再任時の報酬)

第12条 常勤の役員が、任期満了後引き続き、同月内に役員に再任された場合は、その月の分の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときの報酬は、新たに就任したときの例による。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。

(第4条関係)

別表第1 常勤役員の月額報酬

・常務理事	50万円を上限とする。
-------	-------------

別表第2 非常勤役員の日額報酬

・理事会、評議員会等への出席について、理事1人日額8千円
・理事会、評議員会又は監事監査等への出席について、監事1人日額8千円

別表第3 評議員の日額報酬

・評議員会への出席について、1人日額8千円

(第8条関係)

別表第4 非常勤役員及び評議員の費用弁償

- ・ 評議員会、理事会等への出席について、費用弁償として実費支給